

知的財産判例セミナー2020

日時 2021年 1月28日(木) 16:10~17:40

会場 **オンラインにて開催**

※お申込み後 招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

現在、ある創作物を元とした創作、いわゆる「二次創作」といわれるものは広く行われ、インターネット上であれ紙媒体であれ広く公開されている。著作権法は翻訳権（著作権法第28条）を認め、二次的著作物（著作権法第2条1項11号）に関することを規定しているが、一方で判例ではキャラクターはアイデアとして著作権の対象外としている。

今回、「二次創作」に関し判示した裁判例を機に、それまでの判例も検討しつつ、二次的著作物とは何かを考える。

【1】講演者紹介 16:10~16:15

»»» 国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】「二次創作(もしくは「同人誌」)と二次的著作物・翻案権」 16:15~17:30

同人誌事件 東京地方裁判所平成30年(ワ)第39343号、
知的財産高等裁判所令和2年(ネ)第10018号

»»» 電羊法律事務所 パートナー弁護士 高井 雅秀 氏

【3】質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者 / 高井 雅秀

現在：電羊法律事務所（東京都町田市）パートナー弁護士
主にインターネットにおける海賊版対策などを行っています。

早稲田大学法学部 早稲田大学法務研究科（法科大学院）卒業
在学時代は高林 龍先生に師事



お問合せ・お申込み

※ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

◆件名：1/28 知財判例セミナー4 申込

①ご所属 ②お名前 ③メールアドレス ④電話番号
を添えて、メールでお申込み下さい。

【お問合せ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒756-8511 山口県宇部市常盤台 2-16-1

■ Tel : 0836-85-9942 ■ E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp
<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>

【宛先】

ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp



詳細はをチェック

広報 提供プログラム：知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点